

相続登記の義務化について

令和 5 年 1 1 月 2 0 日
在ザンビア日本国大使館

令和 6 年度 4 月 1 日から法改正により日本国内において、相続登記の申請が義務化されます。本措置は、日本国外に居住されている方も対象となりますので、ご注意ください。

○詳細は以下の法務省ウェブサイトをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

- ・ 相続登記の申請は、不動産を管轄する日本国内の法務局に対し、書面（窓口・郵送）やオンラインで行います。
- ・ 相続登記の手続案内は、オンライン（予約制）で対象不動産の所在地を管轄する法務局で行っています。

<相続登記の義務化について パンフレット>

<https://www.moj.go.jp/content/001401141.pdf>

<法務局手続案内予約サービス>

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/top/portal_initDisplay.action